

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 審議会への諮問について（法第 129 条）</p>
<p>概 要</p>	<p>1 改正法第 129 条</p> <p>改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 129 条は、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、<u>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる</u>としています。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 第 3 章 個人情報の保護に関する施策等 第 3 節 地方公共団体の施策 （地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護） 第 12 条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 2 地方公共団体は、その設立にかかる地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 （区域内の事業者等への支援） 第 13 条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （苦情の処理のあっせん等） 第 14 条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 </p> <p>2 個人情報保護委員会の見解</p> <p>審議会への諮問について、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、次のとおり見解を示しています。</p> <p>（1）「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有するものの意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</p> <p>（2）「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば以下の場合が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合。 ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合。 <p>(3) 「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が考えられる。</p> <p>(4) 審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではない。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件とすることや、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない。</p> <p>(5) 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</p> <p>(6) 法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</p> <p>(7) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づき、審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に意見を聴くことは妨げられない。</p>
<p>実施機関の考え方</p>	<p>現行条例では、個人情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件としてきましたが、改正法のもとでは、こうした取扱いは認められません。しかし、制度の運用ルールの細則を設けることや法施行条例の改正にあたり、審議会へ諮問することは可能とされています。</p> <p>よって、市として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、改正法に伴う条例案に審議会への諮問について規定したいと考えます。</p>